

ケアラー・ヤングケアラー支援の取組状況

1 令和3年度までの県の取組

令和3年2月	地域包括支援センターを訪れたケアラー対象の実態調査を実施
3月25日	部局横断的なケアラー支援庁内連絡会議を設置
5月27日	ケアラー支援庁内連絡会議【第2回】を開催（書面）
8月12日	日本ケアラー連盟理事、ヤングケアラー経験者を講師に、ケアラー支援勉強会を開催
10月29日	かながわケアラー支援ポータルサイトを開設 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/carers/index.html



2 令和4年度の事業について

(1) 目的

ケアラー・ヤングケアラーが抱える課題は、福祉、教育の他、様々な分野にわたるため、どこに相談してよいかわからない、相談があっても既存の枠組みでは十分な支援が行えないといった理由から、支援につながりづらい状況となっている。そこで、適切な支援体制の構築に向け、次の事業を実施している。

(2) 事業内容

ア ケアラーコールセンター事業

(ア) 電話によるケアラー相談（かながわケアラー電話相談）

【令和4年6月10日開設】

ケアラー・ヤングケアラーから相談を受け、必要に応じて各種支援機関につなぎを行う。
相談受付電話番号 045-212-0581

(イ) SNSを活用した相談（かながわヤングケアラー等相談LINE）

【令和4年5月9日開設】

既存の電話相談につながりにくい子ども・若者世代のケアラーからの相談を受け、必要に応じて各種支援機関につなぎを行う。

友だち追加URL <https://line.me/R/ti/p/@kana-youngcarer>



イ ケアラー支援専門員の設置

【令和4年5月2日設置】

各分野の相談・支援に携わる者同士のネットワーク構築や、複数の分野にまたがるなど困難事例の支援に向けた情報提供・連絡調整を行う者を設置することにより、ヤングケアラー等を地域で支える支援体制を構築する。

（各分野の支援機関を対象とした研修会の開催や、市町村や各種相談窓口からの二次相談を実施。）

ウ ケアラー居場所づくり支援事業

【一次募集：令和4年10月20日から11月30日まで】

【二次募集：令和5年1月9日から2月17日まで】

(7) ケアラーズカフェ支援事業

ケアラー同士のピアサポート、交流、息抜き、情報収集等のための居場所・たまり場運営の活動を県内で新たに始める際の経費を支援する。

(4) 学習支援事業

自分の時間が取れず学業に不安を抱えるヤングケアラー等の居場所となる学習支援の活動を県内で新たに始める際の経費を支援する。

3 令和5年度の事業予定について

令和4年度開始の3事業に取り組むほか、若者ケアラーといった新たな課題に対応するとともに、これまでの取組を継続・発展させ、得られた課題やノウハウを市町村などの関係者と共有することで、連携した支援体制を構築していく。

<新規事業>

・ ケアラー支援サービスモデル事業

既存の施策でケアラーの負担軽減につながる施策がない若者ケアラー（概ね18～24歳）等への家事支援事業をモデル的に実施する予定。

